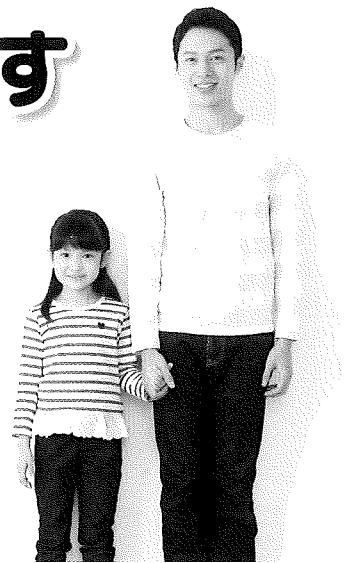


# 10月は健康強調月間です

健康強調  
月間の  
スローガン

「あなたの健康が次世代の財産に」



健康保険組合連合会および健保組合では、健保組合加入者の健康の保持・増進を図り、10月1日から31日までの1か月間を「健康強調月間―生活習慣病予防普及月間―」と定めています。

健康強調月間では、「第2期データヘルス計画」、「第3期特定健診・特定保健指導」、「健康経営」など新たなキーワードが登場するなか、国民一人ひとりが自らの健康のみならず、次世代への責任を果たす意識を共有することを目指しています。

## 期間

平成30年10月1日～平成30年10月31日（31日間）

## 主催

健康保険組合連合会／同都道府県連合会／健康保険組合

## 後援

厚生労働省／健康日本21推進全国連絡協議会／公益財団法人 健康・体力づくり事業財団／中央労働災害防止協会

## 協力

日本赤十字社／公益財団法人 結核予防会／一般社団法人 日本病院会／公益社団法人 全日本病院協会／公益社団法人 日本人間ドック学会／一般社団法人 日本総合健診医学会／特定非営利活動法人 日本人間ドック健診協会

## 災害により被災した被保険者等の一部負担金及び健康保険料の取扱いについて

各地で発生しました地震・台風・大雨などによる災害の被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。一日も早く復旧され、以前の生活が取り戻せるようお祈りいたします。

災害ごとに指定されている地域にお住まいの方については、一部負担金の免除、保険料納付期限の延長、健康保険被保険者証の再発行等の必要な措置が取られます。指定地域や取扱い、対象期間、手続き方法などにつきましては、当健保組合ホームページに掲載しております「お知らせ」を参照されるか電話でお問合わせください。

当組合ホームページ  
<http://www.keikikenpo.or.jp/>  
\*トップページの「お知らせ」に掲載しています。

保険料・被保険者証について…業務課 TEL03-3264-4332 まで  
一部負担金等については……審査課 TEL03-3264-4427 まで